

長野県告示第1号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年1月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塩40、48、77、79の2、86、89の2、130、160の57、160の61、160の241、160の342、174、225の2、258の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第2号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年1月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡大桑村大字須原409の10、409の25、424の1、424の9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和5年1月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称
大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワー A
株式会社エフレジ
- 2 委託した事務の内容
建設業許可・経営事項審査電子申請システムを利用して納付する手数料の収納事務
- 3 委託期間
令和5年1月10日から令和5年3月31日まで

建設政策課

長野県告示第4号

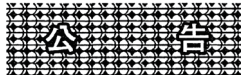
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県鳥川溪谷緑地の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年1月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
一般財団法人公園財団
 - (2) 主たる事務所の所在地
東京都文京区関口一丁目47番12号
- 2 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

都市・まちづくり課

**公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和5年1月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部等の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年10月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社メディアフォース
 - (2) 所在地 東京都新宿区荒木町13番35号
- 5 随意契約に係る契約金額
40,497,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

DX推進課デジタルインフラ整備室